

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 7 年 10 月 20 日

舞鶴市長 様

住 所 京都府舞鶴市喜多 1 1 0 5 - 4 0
株DIYSTYLE 内事務局
請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる
森本 隆 、古田徹
電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	静溪ポンプ場の工事中止に伴い発生した全ての経費（工事費、設計費、関連経費、損害賠償金、検証会議費用、失敗した施設の撤去費、解体費、現状復旧費、当初設計に係るコンサルタント委託費、地盤調査費等）について、細かな明細は不要であり、項目別の費用内訳とその総額が分かる資料一式。 また、各費用の財源内訳（一般財源、地方債、京都府・国の交付金等）についても明記された資料。 可能な限り簡潔で総額が分かる資料を希望。
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付（送付希望の有無 ☐ 有 ☒ 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	舞鶴市議会において、静溪ポンプ場工事の損害賠償額が 6,676 万円と説明されたことにより、市民の間には「静溪ポンプ場に関する全体の損失が 6,676 万円である」との誤解が広がっている。 しかし実際には、工事費・設計費・関連経費・検証会議費用などを含めた損失総額はそれをはるかに上回っているため、正確な情報を市民に提供する必要がある。
※ 受 付 年 月 日	年 月 日
※ 担 当 部 課 等	部 課 電話番号 (内線)
※ 備 考	